

## 反社会的勢力に対する基本方針

当協会は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

### 1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、協会トップ以下、組織全体として対応します。

### 2. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

### 3. 会員資格の停止

反社会的勢力に対しては、当協会への会員入会を認めません。また、反社会的勢力であると判明した場合には、会員としての資格を停止します。

### 4. 雇用関係の排除

反社会的勢力との雇用契約その他一切の労働関係を排除します。

### 5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

### 6. 役職員の安全確保

反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

### 7. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。